

【参考】

(1) 社会福祉功労者に対する厚生労働大臣表彰

多年にわたり地域福祉の推進に尽力し、その功績が特に顕著と認められる個人及び団体に対して、厚生労働大臣が表彰し、その功績をたたえるとともに、社会福祉の一層の向上を図るもの。

(2) ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰・感謝状

永年にわたり、福祉分野等のボランティア活動を率先して行い、その功績が特に顕著であると認められる個人及び団体に対して、厚生労働大臣が表彰し、その功績をたたえるとともに、広く国民のボランティア活動への参加促進を図るもの。

(3) 厚生労働統計功労者に対する厚生労働大臣感謝状

厚生労働省所管の統計調査の発展のために尽力し、その業績又は成績が特に顕著である個人又は団体を表彰して、その功績をたたえるとともに、調査業務の円滑な実施と統計調査従事者の士気の高揚を図るもの。

(4) 薬事功労者厚生労働大臣表彰

長年にわたって薬事関係の業務に従事し、特に功績の顕著な個人又は薬事関係に功績のあった団体に対して、厚生労働大臣が表彰し、その功績をたたえるとともに、薬事関係事業の発展向上に寄与するもの。

(5) 麻薬・覚醒剤乱用防止功績者に対する厚生労働大臣、医薬・生活衛生局長感謝状

麻薬・覚醒剤乱用防止運動に関して、顕著な功績を示した団体又は個人に対して厚生労働大臣感謝状及び医薬・生活衛生局長感謝状の贈呈を行い、麻薬・覚醒剤乱用防止の一層の推進を図るとともに、国民の保健衛生の維持向上に寄与するもの。

(6) 保育事業従事者に対する厚生労働大臣感謝状

永年にわたり保育事業に従事し、その功績が特に顕著な者に対して厚生労働大臣感謝状の贈呈を行い、その功績を讃え労苦に報いるとともに、併せて保育事業の進展に資するもの。

(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉事業功労者に対する厚生労働大臣感謝状

永年、母子及び父子並びに寡婦福祉事業の推進に活動している団体又は当該活動に従事している者であって、その功績が特に顕著であると認められるものに対して厚生労働大臣が表彰することによって、本事業に携わるものの規範とし、もって本事業の進展に資することを目的とするもの。